

2. 草津市児童育成クラブ指定管理者事業計画

1. 保育業務内容等

①指定管理者への申請事由

共働きやひとり親、女性のさらなる社会進出や就労形態の多様化により、就労等で不在になる保護者に変わりいざという時の頼れる存在、居場所となれるのが児童育成クラブの役割と考えています。継続的に1日の生活を保障する事を通じて保護者の仕事と子育ての両立を支援したいと思います。

申請を希望している「のびっ子老上西」は、当法人の運営する「さくら坂東こども園」「さくら坂南こども園」の近隣に位置し、卒園児も多く在籍しています。乳児期から学童期まで継続した支援ができるものと考え、繋がる成長を見ることを今後も継続していきたいです。

放課後の児童は様々な思いを抱え過ごしています。前期5年の指定期間では学校生活の延長線上にある児童育成クラブは、ただ見守るだけではなく、安全な環境の中で自主性や社会性および協調性の向上、子どもの健全な育成を図っていかなければならない場所だと改めて感じた5年間でした。親や教師とはまた違う立場だからこそできる支援、基本的な生活習慣の確立に向けて指導を行いたいと考えています。

当たり前の事が当たり前にできなくなったコロナ禍を経験し、「当たり前の日常」に気づけたからこそできる経験を今後は1つでも多く形を変えながら実現したいと思います。

また、様々な事情を抱えながら子育てをする保護者のニーズや思いに寄り添いながら児童の健全育成を今後も更に目指していきたいと思います。

当法人の理念である『縁』多くの出会いと経験をというスローガンのもと、児童の健全育成を目指し現在運営しています。就学前から学童期という非常に重要な時期の縦の繋がりをもって支援できる私たちが法人の特徴を活かし、更に小学校・地域・関係機関との連携を深めてきた私たちが、引き続き子どもの安心安全な居場所拠点を継続するという使命を果たすべく申請いたしました。

②保育方針と保育内容

保育方針

将来に向けて夢を持てるジブン

仲間の中で力を発揮できるジブン

～楽しさを見出せる自分探しの居場所づくり～

児童期になると徐々に脱中心化した思考となり、対人関係においても保護者などのタテの関係から仲間や友人などのヨコの関係へと徐々に重み移ります。その中で、他者との連帯感意識や信頼関係（友情）と共に他者にはない自身の個性を形成していきます。

その為に広く自己や社会に関わる様な体験（経験）が必要と考えます。そうして獲得した「社会情緒的なスキル」は将来にわたり土台になると考えて児童の成長を見守ります。

1. 「自己肯定感」や目標に向かって我慢強くやり抜く力「グリット」、自分で決めて自分の力で行動しようとする「自立性」を育てる。
2. 仲間とのかかわりの中で「共感」「協調性」「道徳性」などを学ぶ。

のびっ子老上西は、在籍する全ての子どもたち（卒所した子どもにとっても）にとって「帰りたい場所」になり、保護者にとっても「迎えにいきたい場所」で今後もありたいと考えています。その中で、保護者にとっても孤独の子育てではなく地域の子どもたちや他の保護者と繋がれるキッカケが生まれる場所になっていけばと願っています。

学童期の児童健全育成に対する考え

学年を超えた友だち集団の中で児童が自分たちなりに、試行錯誤しながら遊びの運営や日々の生活が送れることを大切にします。その中で得意、不得意を出し合いながら「個の力」が発揮できるよう見守り、必要な時には手を差し伸べます。単に大人と子どもといった関係ではなく、どこか友だちのような関係を土台に信頼できる大人、困った時には目の前の景色を変えてくれる存在に慣れるよう、一人ひとりに合った進むべき方向へと導けるように関わります。

多様化した社会や家庭環境の中で、複雑な事情を抱えている児童（家庭）には安全で安心できる生活が送れるよう、関係機関と連携を図りながら、「心」にそっと寄り添える関りが必要と考えています。

集団活動

多くの児童がいる中でも、自分にあった居場所を見つけ、「自分」と向き合い「自分らしさ」を発揮しながら「楽しさ」を見出せるよう大人が考えたものをやらされるのではなく、自分たちが発見した遊びの中から行事やみんな遊びを広げられるよう計画していきます。少子化、核家族においてもきょうだいの少ない児童にとっては異年齢との関りは「人との関り」を学ぶ良い機会となりますので、学童ならではの異学年活動を大切にしていきます。「やりたくない」児童を強制参加にするのではなく、参加の仕方について、その場にいないでも、見ての参加、聞いての参加、一緒に参加といった自分にあった参加の仕方を見つけて貰えるよう、日頃から関わっていきます。

1 日の疲れも児童によっては見え隠れする時間帯なので、1人でゆっくりとできる静養室、読書スペース等も配慮します。

生活指導

- ① 自分や仲間を守るためのルールは児童と共に考えます。
- ② 出席、欠席の確認は保護者にもご協力頂き徹底します。連絡の行き違いから、児童の安全確認が不十分にならないようシステム（ゆめねっと）を導入し登降所の管理、おたよりのメール配信で周知していきます。

- ③ 感染症予防に向けて、手洗い、換気を励行します。また、インフルエンザなどの家族間の患についても保護者の方からお知らせ頂くなど感染拡大防止に努めます。
- ④ 自分たちが過ごす場所については、お互いが気持ちよく過ごせるよう清掃は子どもたちと行います。

日々の保育内容

当法人では令和 2 年から「のびっ子老上西」の運営をさせていただき、立地条件や地域資源を生かした活動を行っています。

例えば、近隣にある「さくら坂東こども園」「さくら坂南こども園」の園児と交流する中で、5 歳児は小学生になる事に期待が膨らんだり、卒園児は成長した姿を見てもらい自信に満ち溢れたりする姿があります。、その姿を見て、年齢が違うからこそ今しかできない支援の方向性を見つけ出したり感じたりする、繋がる成長を実感させてもらっています。

変わらない大人が勤務している事で、卒所した児童が中学生、高校生になっても悩みを相談しに来てくれることも多々ありました。そんな関係性の中で、卒所性が高校生となり、アルバイトにきてくれるようにもなりました。

学校の敷地内にあるという事で、長期休暇には学校の一室を貸していただいたり、まちづくりセンターの方、地域の方とも一緒に草むしりをしたり、避難訓練や老人施設との交流、人生の大先輩として話し相手になってもらい地域資源を活用した社会体験活動も取り入れています。長期休暇には昼食提供にも地域の団体さんの協力の下、実現する事ができました。



毎日「ただいま」と帰ってきて、「おかえり」と迎え入れる当たり前の光景。

就労などで不在の保護者に代わり「帰りたい場所」となるよう、学校の先生でもない親でもない、友だちのようで友だちではない中にはしっかりと「信頼関係」が構築されており、ここから言える悩みや苦しみ、悲しみなど「心の中」を見せられる人がいる場所でありたい。

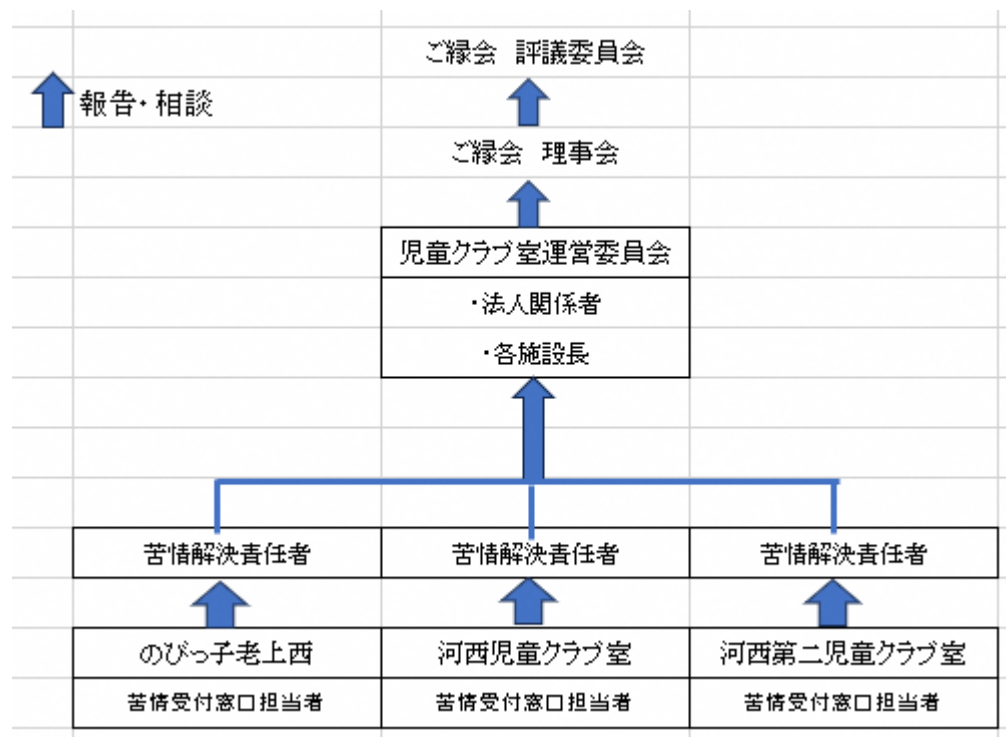
児童は安心した場所が見つければ、自分たちでどんどん遊びを見つけて広げていきます。但しそこにはやりたい事が実現できる環境が必要です。児童の思いや考えを受け止めながら一緒に経験し、失敗の中から改善を見つけ「できた」を見つけていきたい。時には子どもも大人もトラブルの仲裁役をする中で「失敗」ではなく「成功」に変えられる事も知り、仲間と過ごしているからこそ感じたり経験できる「感情」にも気づいていく様々な成長の瞬間を共にしたいと考え運営しています。

【1日の標準時間帯別活動内容 8 平日と休業日】

平日										
						15:15	16:00	17:15	17:30	19:00
	開所		下校	宿題	自由遊び	おやつ	戸外・室内遊び	片付け	延長保育	閉所
休業日										
	8:00	8:30	9:30		12:00	15:15		17:15	17:30	19:00
	開所	通常保育	学習時間	自由遊び	昼食	おやつ	戸外・室内遊び	片付け	延長保育	閉所
	延長保育			戸外・室内遊び						

③活動行事等
こども家庭庁の定める、子ども基本法の通り、子どもたちの意見に耳を傾けジブンたちで考える活動行事計画を行います。
④特別な配慮が必要な児童への支援について
全ての児童が安心して過ごす事ができるよう私たちは、人権的感覚を養うために、継続的な職員の資質向上の為研修の取り組みを行うと共に、職員一人ひとりの自己研鑽が行える人材育成に努めます。
⑤事故防止・安全対策について
法人のマニュアルに準じ、それらマニュアルが実際の行動へと繋がるように、法人独自研修の実施・法人リスクマネジメント部会からの啓発研修等、施設の状況に合わせて積極的に実施します。
⑥苦情対応
施設には第三者委員を設置し、利用者意見が届きやすい仕組みづくりを行います。

苦情解決までの流れ



⑦緊急連絡体制

災害を含む緊急時においては危機管理マニュアルに準じて行動します。施設においては迅速な対応ができる体制を明文化し、適切に関係機関への連携が図れるようにします。

⑧個人情報の取り扱いについて

法人の定める個人情報保護規定に基づき適切な対応を図ります。

⑨保護者との連絡・連携
女性就業等の増加等を鑑みて、保護者連絡アプリ等を活用し情報共有を行います。更に、様々な保護者ニーズに対応できるよう送迎時の対話等も大切にし信頼関係の構築に努めます。
⑩関係機関等との連携について
隣接している老上西小学校・老上西まちづくりセンターとの連携を図ると共に、従来通り適切な関係機関との連携を図ります。
⑪サービス向上について
多様化する児童育成クラブの利用ニーズに対応し、更なるサービス向上に努めます。 ① 学習に対しての取り組み 学校の一室を放課後に借りて、宿題をサポート ② 特化したスポーツ育成事業 専門の知識をもった職員が毎週水曜日、希望者へサッカー指導を実施 ③ 長期休暇の外注弁当 保護者の負担軽減の観点から週 3 日の外注弁当（希望者のみ）を実施
⑫防災・防犯等に関する訓練の実施について
・ 近年の災害に対応した具体的方針 BCP の作成と具体的研修 ・ 定期的な、防災・防犯訓練の実施

2. 年間の事業（活動）計画

	活 動 行 事 等 (実施意図や回数なども記述すること)	施 設 の 維 持 管 理 等 (季節要因も考慮したものを記述すること)
4 月	始まりの会 新1年生・進級お祝い会 誕生会 ウォークラリー 季節の壁面制作	新1年生の施設探検 ※安全に施設内外を利用したり、皆が気持ちよく 過ごせるようルールや約束を知る。 安全点検
5 月	誕生会 季節の壁面制作	まちづくりセンターと合同避難訓練 安全点検
6 月	ウォークラリー 誕生会 季節の壁面制作	安全点検
7 月	水遊び 誕生会 季節の壁面制作	大掃除 安全点検
8 月	水遊び 縁日ごっこ 誕生会 季節の壁面制作	水遊びセット掃除 安全点検
9 月	誕生会 老人体験 季節の壁面制作	大掃除（夏の片付け） 安全点検
10 月	誕生会 ハロウィンパーティー 季節の壁面制作	安全点検 警察による不審者対応訓練
11 月	誕生会 ウォークラリー 季節の壁面制作	安全点検
12 月	クリスマス会・誕生会 季節の壁面制作	年末大掃除 安全点検
1 月	中継初詣 正月遊び 季節の壁面制作	安全点検
2 月	誕生会 ウォークラリー 季節の壁面制作	消防による避難訓練 安全点検
3 月	映画観賞会 誕生会 季節の壁面制作	大掃除 安全点検

※他の団体には実行できないような独自性などを積極的にアピールしてください。

3. 草津市児童育成クラブ指定管理者業務実施体制

支援員等の配置の考え方 (常勤職員 4 人・非常勤職員 6 人)					
	専任・兼任	雇用形態	主に従事する業務・役職	資格・能力 等	一週間の勤務時間
1	専任	常勤	統括管理者	放課後児童支援員	40
2	専任	常勤	主任	放課後児童支援員	40
3	専任	常勤	支援員	放課後児童支援員	30
4	専任	常勤	支援員	放課後児童支援員	30
5	兼任	非常勤	支援員	放課後児童支援員	12
6	兼任	非常勤	支援員	放課後児童支援員	16
7	兼任	非常勤	支援員	放課後児童支援員	4
8	兼任	非常勤	支援員	放課後児童支援員	24
9	兼任	非常勤	支援員	放課後児童支援員	16
10	兼任	非常勤	補助員		4.5
11	兼任	非常勤	補助員		6
12	兼任	非常勤	補助員		4.5
13	兼任	非常勤	補助員		15
14	兼任	非常勤	補助員		16
15	兼任	非常勤	補助員		20
16	兼任	非常勤	補助員		25
17	兼任	非常勤	補助員		24
勤務体制基準について					
開設日	8:00～	8:30～	12:00 v ~	17:30	17:30 ~ 19:00
学校休業日	10人体制 (3グループ) 4人体制 (1グループ)				
土曜日	2人体制 (1グループ)				
長期休業日	3人体制 10人体制 (3グループ) 4人体制 (1グループ)				

支援員等の賃金等の待遇や職場環境について <u>パートタイマー</u> 時給 1,070 円～ 資格加算あり 条件によっては、社会保険、雇用保険に加入 <u>常勤職員</u> 月給制 厚生年金、健康保険、雇用保険、共済会の退職金制度に加入 働きやすい職場環境とは、給与などの職員の処遇改善も大切ですが、安心して気持ちよく働くために、人的環境も良好でなければなりません。安心して働くためには、全職員が児童への正しい対応や緊急時の対応について学び周知していくことは必要不可欠です。その為にも、児童が登所するまでの時間帯を利用して、職員研修や日々の会議、毎日の朝礼を実施します。 職場内のグループワークの実施 保育に関する悩みや対応について、気軽に質問したり、互いの思いや意見を聞くことで、安心して保育に向き合うことができると考えます。 夏季期間など、体力的にも負担が大きくなります。普段から法定通り、勤務時間に応じた休憩をとるよう指導することで、休憩時間に職員同士のコミュニケーションが生まれると思います。また、疲れた体もリフレッシュできるものと考えます。
支援員等の研修について 年間計画を作成して、積極的に研修に参加します。 ・行政から通知のある研修会への参加 ・外部講師による研修の実施 ・同法人内での児童育成クラブ従事者研修会の実施

- ※ 雇用形態には、常勤職員か非常勤職員かを記入してください。
- なお、常勤とは、この事業専属で従事する貴団体の職員、またはこの事業実施の全期間中に渡って専属で雇用する人をいい、非常勤とは、パート・アルバイト、派遣社員等、この業務のために短期間雇用・委託する人のことです。
- ※ 各項目について、実際に事業に従事する人を想定して記入してください。また、設定は、草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例および指定管理者仕様書の配置基準を参考にして、記入してください。
- ※ 書ききれない場合は、本様式をコピーして使用してください。また、その際には別紙を添付した旨を記入してください。